

法人会員規約【コーポレートカード（スーパー型）用会社一括方式】新旧対比表

現行	改定後 (2024年4月改定)
<p>第3条 (カードの貸与と取扱い)</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」とい）を券面上に印字した使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」とい）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面上に印字された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などカードのショッピング枠を使用してはならず、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第2条第1項の届出事項をい）の確認（以下「取引時確認」とい）を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。</p>	<p>第3条 (カードの貸与と取扱い)</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」とい）を券面に印字した使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」とい）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などカードのショッピング枠を使用してはならず、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第2条第1項の届出事項をい）の確認（以下「取引時確認」とい）を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。（カードに署名欄がある場合に限り）</p>
<p>第6条 (カードご利用枠)</p> <p>4. 前3項のカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、これを減額できるものとします。</p>	<p>第6条 (カードご利用枠)</p> <p>4. 前3項のカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。</p>
<p>第8条 (代金決済)</p> <p>2 (2) 当社指定の預金口座への振込みにより支払う方法の支払期日は、締切日を毎月15日とし、翌月1日・15日・20日・25日・末日のいずれか（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）を会員が指定するものとします。ただし、当社が適当と認めた会員はこの限りではありません。</p> <p>(略)</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合で、支払期日が毎月10日の場合は当月中旬に、支払期日が毎月26日の場合は当月中旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合で、締切日が15日の場合は翌月中旬に、会員の届出の住所へ請求明細書を送付します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>	<p>第8条 (代金決済)</p> <p>2 (2) 当社指定の預金口座への振込みにより支払う方法の支払期日は、締切日を毎月15日または末日のいずれかを会員が指定するものと、締切日が毎月15日または翌月1日・15日・20日・25日・末日のいずれか（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）を、締切日が毎月末日の場合は翌月25日・末日・翌々月5日・10日・15日のいずれか（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）を会員が指定するものとします。ただし、当社が適当と認めた会員はこの限りではありません。（略）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合で、支払期日が毎月10日の場合は当月中旬に、支払期日が毎月26日の場合は当月中旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合で、締切日が15日の場合は翌月中旬に、締切日が未日の場合は翌月中旬に、当社が定める方法により、会員へ請求明細書にかかる情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>
<p>第11条 (退会)</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。なお、この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p>	<p>第11条 (退会)</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の方法により当社に届け出るものとします。なお、この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p>
<p>第12条 (カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認められる場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取り消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>(1) 虚偽の申告をした場合</p> <p>(2) 本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>(3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合</p> <p>(4) 信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(5) カードの利用状況が適当でない当社が判断した場合</p> <p>(6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合</p> <p>(7) 使用者が会員の役員または従業員でなくなった場合または会員が使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取り消したことに伴って使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとする。）</p> <p>(8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(9) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁、資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」とい）に該当する場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合</p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると思われる関係を有すること。</p> <p>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると思われる関係を有すること。</p> <p>③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると思われる関係を有すること。</p> <p>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると思われる関係を有すること。</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(10) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力的要約行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、誹謗もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から⑤に準ずる行為</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員やその親族等と不睦を有するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>(イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ) 罵詈雑言、性的言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (リ) 人種、民族、肌の色、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等</p> <p>(12) 会員または使用者が自らまたは使用者が前項第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</p> <p>(13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記(1)から(12)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>5. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。</p> <p>6. 当社は、第4項により、会員資格または使用者資格を取り消された場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。</p> <p>7. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用した場合は利用したこと（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務につき、支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。</p> <p>8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>9. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することであり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じることがあります。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答しただけな場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>第12条 (カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認められる場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取り消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>(1) 虚偽の申告をした場合</p> <p>(2) 本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>(3) 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合</p> <p>(4) 信用状態に重大な変化が生じた場合</p> <p>(5) カードの利用状況が適当でない当社が判断した場合</p> <p>(6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合</p> <p>(7) 使用者が会員の役員または従業員でなくなった場合または会員が使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取り消したことに伴って使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとする。）</p> <p>(8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(9) 会員（当該法人の役員、実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁、資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」とい）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合</p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると思われる関係を有すること。</p> <p>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると思われる関係を有すること。</p> <p>③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると思われる関係を有すること。</p> <p>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると思われる関係を有すること。</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(10) 会員（当該法人の役員、実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力的要約行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、誹謗もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から⑤に準ずる行為</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員やその親族等と不睦を有するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>(イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ) 罵詈雑言、性的言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (リ) 人種、民族、肌の色、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等</p> <p>(12) 会員または使用者が自らまたは使用者が前項第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</p> <p>(13) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記(1)から(12)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができるものとし、当社に会員および使用者のその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとする。</p> <p>6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。</p> <p>7. 当社は、第4項により、会員資格または使用者資格を取り消された場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。</p> <p>8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用した場合は利用したこと（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務につき、支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。</p> <p>9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することであり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じることがあります。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答しただけな場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>第14条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(4) 会員が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p>	<p>第14条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(4) 会員が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>(5) 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合</p>
<p>第17条 (会員保障制度)</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) 会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害</p> <p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、カードまたはチケット等の受領に関しての代理人による不正利用に起因する損害</p> <p>(4) 本条第4項の義務を会員が怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届け付けが虚偽であった場合</p> <p>(6) 暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理については、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）</p> <p>(7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の6日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に起因した紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>(略)</p> <p>6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受ける金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目に関わらず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。</p>	<p>第17条 (会員保障制度)</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) 会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害</p> <p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、カードまたはチケット等の受領に関しての代理人による不正利用に起因する損害</p> <p>(4) 本条第4項の義務を会員が怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届け付けが虚偽であった場合</p> <p>(6) 暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理については、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）</p> <p>(7) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</p> <p>(8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の6日以前に生じた損害</p> <p>(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に起因した紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(10) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>(略)</p> <p>6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受ける金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目に関わらず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。</p>
<p>第19条 (カードの有効期限)</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字された月の末日までとします。</p>	<p>第19条 (カードの有効期限)</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字された月の末日までとします。</p>
<p>第20条 (届出事項の変更等)</p> <p>1. 当社に届け出た管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他項目（以下総称して「届出事項」とい）等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により、会員または使用者が遅滞なく当社が指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることできます。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第20条 (届出事項の変更等)</p> <p>1. 当社に届け出た管理責任者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他項目（以下総称して「届出事項」とい）等に関する情報に変更が生じた場合は、会員または使用者が遅滞なく当社宛に所定の方法により届け出るものとします。</p> <p>(略)</p> <p>6. 当社は、日本国籍を保有せず日本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使用者は届出に応じるものとします。</p>
<p>第26条 (カードショッピング)</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができるとし、また、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものであると認められる場合はカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票の署名を合符とする、または署名に代えてもしくは加盟店において暗証番号の店頭端末機へ入力すること、またはICチップを店頭端末機等において利用される場合（非接触型ICチップのICチップの利用の場合）に、本条において同じ）には、ご利用の金額に応じ売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p>	<p>第26条 (カードショッピング)</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができるとし、また、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものであると認められる場合はカードの利用ができないことがあります。（カードに署名欄がある場合に限り）なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票の署名を合符とする、または署名に代えてもしくは加盟店において暗証番号の店頭端末機へ入力すること、またはICチップを店頭端末機等において利用される場合（非接触型ICチップのICチップの利用の場合）に、本条において同じ）には、ご利用の金額に応じ売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p>
<p>第27条 (立替払の承諾等)</p> <p>1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなす。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等に対する支払いまたは他の法令の債権につき、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁・相殺の主張、解除、免除、加盟店等が有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の主張、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。</p>	<p>第27条 (立替払の承諾等)</p> <p>1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなす。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等に対する支払いまたは他の法令の債権につき、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁・相殺の主張、解除、免除、加盟店等が有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の主張、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。</p>

(2023年4月改定)

(2024年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

<p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者および以下総称して「使用者等」とい、本規約（本申込みを含む、以下同じ）を含むカードの取引と信用情報および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑩の情報を（以下これを総称して「個人情報」とい）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）し、利用することを同意するものとします。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、法人会員のカードに利用代金および支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含む）をすること（下記②の契約内容を含まない）、会員の個人情報（入会申込書の写し・除通知書等）を市区町村に提出した住民票・住民除票の写し・戸籍謄本・残高通知書等（これらの電子化されたものを含む）を証明書の提出を含む）の交付を受けた連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>①申込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入した記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者および勤務先、資産・負債、在留資格に関する情報、在留期間等の情報（以下総称して「動向等」とい）、その他に関する情報、本規約に基づき届出られた情報（変更が生じた場合は、当社が適当と認める有効性の通知を可能に否か）に関する情報、電話接触状況履歴（全国の過去電話番号および携帯電話番号の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接触状況、転移先電話番号が含まれる）およびお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」とい）</p> <p>(略)</p>	<p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者および（本申込み担当者、管理責任者）（以下総称して「使用者等」とい）および本規約（本申込みを含む、以下同じ）を含むカードの取引と信用情報および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑩の情報を（以下これを総称して「個人情報」とい）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）し、利用することを同意するものとします。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、法人会員のカードに利用代金および支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含む）をすること（下記②の契約内容を含まない）、会員の個人情報（入会申込書の写し・除通知書等）を市区町村に提出した住民票・住民除票の写し・戸籍謄本・残高通知書等（これらの電子化されたものを含む）を証明書の提出を含む）の交付を受けた連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>①申込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入した記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者および勤務先、資産・負債、在留資格に関する情報、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「動向等」とい）、その他に関する情報に基づき届出られた情報（変更が生じた場合は、当社が適当と認める有効性の通知を可能に否か）に関する情報、電話接触状況履歴（全国の過去電話番号および携帯電話番号の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接触状況、転移先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」とい）</p> <p>(略)</p>
<p>第7条 (個人情報に関するお問合わせ)</p> <p>1. 第3条に定める中止のお申出は、下記の当社お客様相談室までお願いします。</p> <p>2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記のごとくお客様相談室までお願いします。</p> <p>反社会的勢力でないことおよび表明・確認に関する同意</p> <p>私（会員の義名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）、および使用者は、次の（1）に規定するいずれかに該当する行為をした場合、または（1）にのぞいて表明・確認しなかった場合、会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p> <p>(2023年4月改定)</p>	<p>第7条 (個人情報に関するお問合わせ)</p> <p>1. 第3条に定める中止のお申出は、下記の当社お客様相談室までお願いします。</p> <p>2. 個人情報の開示・訂正・削除等の使用者等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記のごとくお客様相談室までお願いします。</p> <p>反社会的勢力でないことおよび表明・確認に関する同意</p> <p>私（会員の義名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員、実質的支配者等を含む。以下同じ。）、および使用者は、次の（1）に規定する暴力団員等または（1）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、（2）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（1）にのぞいて表明・確認しなかった場合、会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p> <p>(2024年4月改定)</p>

ETCカード特約（コーポレートカード（会社一括決済方式用）

<p>第8条 (紛失・盗難)</p> <p>1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」とい）により他人に不正利用された場合、会員、管理責任者及び使用者は、連帯してその利用代金について支払うの責を負うものとします。但し、支払責任者は、当該支払責任者のカード利用代金についてのみ責任及び支払責任者として責任を負うこととし、ETCカードの利用代金については、会員及び使用者は、連帯して支払いの責を負うものとします。また、使用者は、使用者がETCカードを退会する場合は、管理責任者が当社所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p>	<p>第8条 (紛失・盗難)</p> <p>1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」とい）により他人に不正利用された場合、会員、管理責任者及び使用者は、連帯してその利用代金について支払うの責を負うものとします。但し、支払責任者は、当該支払責任者のカード利用代金についてのみ責任及び支払責任者として責任を負うこととし、ETCカードの利用代金については、会員及び使用者は、連帯して支払いの責を負うものとします。また、使用者は、使用者がETCカードを退会する場合は、管理責任者が当社所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p>
<p>第9条 (会員保障制度)</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>①会員又は使用者の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員又は使用者がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員又は使用者が重大な過失があったものと見なします。</p> <p>②損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>③会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、ETCカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する損害</p> <p>④会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>⑤紛失・盗難又は被害状況の届け付けが虚偽であった場合</p> <p>⑥会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</p> <p>⑦戦争・地震等による著しい秩序の混乱に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑧その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>第9条 (会員保障制度)</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>①会員又は使用者の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員又は使用者がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員又は使用者が重大な過失があったものと見なします。</p> <p>②損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>③会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、ETCカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する損害</p> <p>④会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>⑤紛失・盗難又は被害状況の届け付けが虚偽であった場合</p> <p>⑥会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</p> <p>⑦前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の6日以前に生じた損害</p> <p>⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第12条 (退会)</p> <p>1. 会員がETCカードを退会する場合は、管理責任者が当社所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収されるETCカードの退会後の利用による代金決済は、会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者がETCカードを退会する場合は、管理責任者が当社所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p>	<p>第12条 (退会)</p> <p>1. 会員がETCカードを退会する場合は、管理責任者が当社所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収されるETCカードの退会後の利用による代金決済は、会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者がETCカードを退会する場合は、管理責任者が当社所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p>
<p>第13条 (再発行)</p> <p>1. ETCカードが紛失・盗難、毀損、滅失等した場合は、当社所定の方法で届け出を行い当社が適当と認められた場合に限り再発行いたします。この場合、会員又は使用者は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(2024年4月改定)</p>	<p>第13条 (再発行)</p> <p>1. ETCカードが紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の方法で届け出を行い当社が適当と認められた場合に限り再発行いたします。この場合、会員又は使用者は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(2024年4月改定)</p>